



# 老朽危険空き家除却支援事業補助金

## ～空き家の除却費用の一部を補助します～

坂出市では老朽化して倒壊などのおそれのある空き家の除却を促進し、地域の住環境の向上を図るため、空き家の除却を行う所有者等に補助金を交付します。

- 対象となる方 補助対象住宅の所有者、またはその相続人等  
(本補助金を受けた者・受ける予定の者およびこれらの者と同じ世帯に属する者を除く。)
- 対象となる住宅 老朽化し、そのまま放置すれば周囲に悪影響を及ぼすおそれのある空き家
- 対象となる工事 補助対象住宅を市内業者が解体する工事  
※令和8年2月27日(金)までに工事を完了すること
- 補助金の額 補助対象事業費または補助対象住宅の延面積に国で定める単価を乗じた額のいずれか少ない方の金額に10分の8を乗じて得た額とし、160万円を上限とします。
- 事前申込

<b>期 間</b>	令和7年5月1日(木)～5月30日(金) (土日祝日を除く 8時30分～17時15分)
<b>場 所</b>	坂出市本庁舎3階 危機管理課窓口
<b>提出書類</b>	事前申込書、工事見積書(写し)、空き家の現況写真
- 事前調査 事前申込により、所有者等の立会いのもと、香川県建築士会または市職員が現地調査を行います。調査の日程については、改めて建築士会または市からご連絡します。
- 選 定 事前調査の結果、空き家住宅の不良度測定表の評点の合計が、100点以上となる住宅について、予算の範囲内において、評点順に補助予定者を決定します。
- 補助申請 補助予定者となられた方に補助申請を行っていただきますが、複数の書類が必要となります。
- お問い合わせ 坂出市総務部危機管理課(安全安心係)

TEL : 0877-44-5023

FAX : 0877-44-5032

※詳しくは事前にお問い合わせください。

## 老朽危険空き家除却促進事業補助金の申請手続きの流れ

